# 北海道ヒグマ管理計画（第2期改定）の概要

## 第1　計画の策定にあたって

### 1　計画策定の背景・目的

道では、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図ることを目的に、平成 29 年（2017 年）に「北海道ヒグマ管理計画」を策定し、その後の課題等に基づき必要な改訂を加えた「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」を策定したが、人とヒグマとのあつれきが高まっている現状を踏まえ、新たに具体的なあつれき低減のための施策を実施するために、計画期間中の令和 6 年度に計画の一部を改定する。

### 2　計画期間

計画改定日～令和9年（2027 年）3月 31 日

※現計画期間：令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和9年（2027 年）3月 31 日の 5 年間

### 3　管理区域

ヒグマの個体群を5つの地域個体群に区分（道東・宗谷地域は西部と東部に分割）して保護管理する。

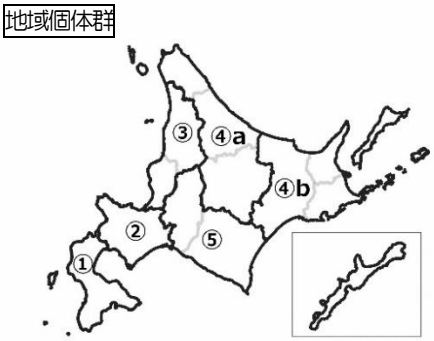


【表1　計画対象地域の地域区分の概要】

| 地域個体群 | 関係振興局 |
|---|---|
| ①渡島半島地域 | 後志の一部、渡島・檜山振興局の全域 |
| ②積丹・恵庭地域 | 石狩・後志・胆振の一部 |
| ③天塩・増毛地域 | 空知・石狩・上川の一部、留萌の全域 |
| ④道東・宗谷地域<br>（a 西部、b 東部） | 上川・十勝の一部、<br>宗谷・オホーツク・釧路・根室の全域 |
| ⑤日高・夕張地域 | 空知・胆振・上川・十勝の一部、日高の全域 |

### 4　現状

（1）生息状況

全道のヒグマの推定生息数は、令和 4 年（2022 年）は 12,200 頭（90%信用区間 6,300 頭～21,300 頭）と推定され、個体数は増加傾向にあると考えられる。

（2）人身被害

被害者の活動別データの残る昭和 37 年（1962 年）から令和 6 年（2024 年）3 月末までの間に 177 人がヒグマによる人身被害を受けている。活動別にみると、最も多いのがヒグマの狩猟や許可捕獲の際に逆襲に遭ったもので、次いで山菜採りやキノコ狩りの際に発生したものである。

（3）農業被害

農業被害額は昭和 40 年代後半から現在にかけて増加傾向が続いており、令和4年度（2022 年度）には、被害額2億 7,100 万円に達した。最も被害額が多いのはデントコーンであり、次いでビートである。

（4）捕獲数

年間捕獲数は、昭和 30 年代に大きく変動した後、昭和 40 年代の約 500～600 頭、昭和 50～60 年代の約 400～500 頭、そして平成の初期の約 200～300 頭へと段階的に減少した。しかし、それ以降は増加傾向が続いており、近年は 800～900 頭で推移し、令和3年度（2021 年度）には 1,000 頭を超えた。

## 第2　管理の推進

### 1　管理の目標

（1）目標

- ○ 人がヒグマについての正しい知識を持ち適切な行動を取ることや問題個体の発生抑制と捕獲により、人身被害の発生を可能な限りゼロにするとともに、人里への出没・農業被害の発生を現状より減少させる。
- ○ 地域個体群の個体数指数を予防水準（絶滅のおそれが高まることを予防する水準）以下には下げない。
- ○ 各地域個体群の個体数指数が、「共存水準（人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数水準）」よりも高い位置にあると評価された場合、捕獲目標を設定した個体数管理により、個体数指数を「共存水準」の範囲内に収める。

(2)評価指標

| | |
|---|---|
| 人身被害抑制指標 | 人身被害発生件数を指標とする。 |
| 人里への出没、農業被害減少指標 | 市町村等からの出没情報に基づき問題個体数を推定し、それを指標とした評価を行う。また、被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについても指標として活用する。 |
| 地域個体群の存続指標 | 総捕獲数管理により総捕獲数と痕跡調査による発見頻度を指標として、地域個体群の絶滅を回避できているか評価する。 |
| あつれき評価指標 | 地域ごとにあつれきの状況を評価できるよう、検討を行う。検討に当たっては、上記に加え、市町村や鳥獣保護監視員の現状認識、地域関係者からの聞き取り、問題個体数の推計など補完的なデータを収集する。 |

2 数の調整に関する事項

○ 問題個体を特定して排除することで、総個体数を維持しつつ、あつれきの抑制を図ることを基本とする。

○ あつれきが高まり続けている現状を踏まえ、新たに、あつれき低減を目的とした個体数調整による管理を行う。

3 目標達成のための方策

○ 野生動物の管理は不確実性が伴うことを前提に、地域ごとにあつれきや推定生息数の変化をモニタリングしながら、科学的、社会学的データの評価を行い、個体数管理の捕獲目標を含む各方策の取組を見直すなど順応的管理を行う必要がある。

○ 個体数が増加し、あつれきが高まっている現状は、下図の②にあると考えており、今後さらにあつれきの高まることが懸念されることから、個体数管理も含めた様々な方策で、あつれき低減(下図③)を目指すこととする。

【図「ヒグマ個体群の個体数」と「人とヒグマとのあつれき」の関係】

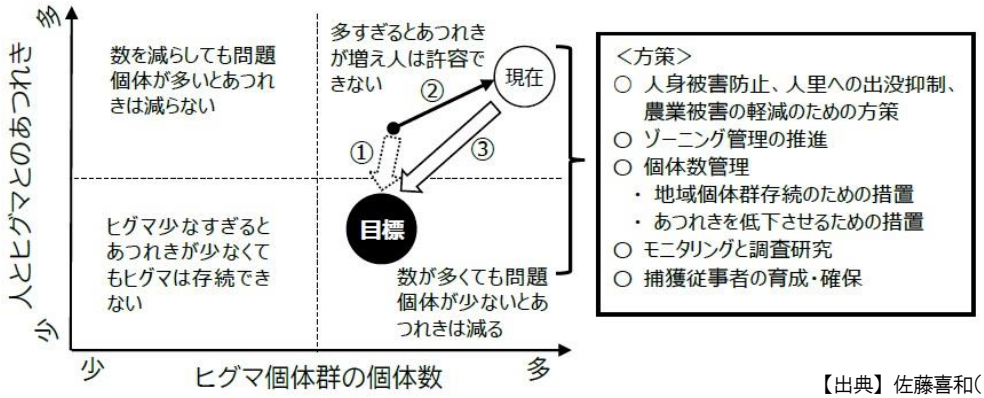


【出典】佐藤喜和(印刷中)ヒグマ.(「野生動物と社会」学会, 編)野生動物保全と管理の事典、朝倉書店、東京. から改変

<凡例>

① これまで:問題個体を捕獲し、あつれきを減らす方策を実施。

② 現　状:個体数は増加を続け、あつれきも高まっている状態。

③ 今　後:あつれきが社会問題となっていなかった頃の水準まで個体数調整を行い、あつれきの減少を目指す。

(1)人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減のための方策

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 問題個体を発生させないための取組 | 人身被害防止(山野における防除と市街地・人里への出没抑制)<br>・ 平時からヒグマが市街地等に出没した場合を想定し、定期的に出没時対応の実地訓練を実施するなど、地域対応力の強化を進めるとともに、身近な場所でもヒグマに遭遇する危険がある事を前提に、都市部住民への正しい知識の普及啓発を図る。<br>・ 市街地出没、人身被害等が発生した時の注意報、警報等の発出　　等 |
| | 農業被害の防止(電気柵の導入促進や侵入経路の管理、誘引物の適正管理) |
| | 狩猟期間の見直し<br>・ 比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策や、導入に向けたより具体的な検討を行う。　　等 |
| 出没個体の有害性に | 有害性の段階判断、有害性の段階に応じた対応方針 |

| | |
|---|---|
| 応じた対応 | 問題個体の排除・行動改善 |
| | 市街地等出没時緊急対応判断<br>・ 一定の条件の下、例外的に緊急対応を行うことができる判断基準を設定する。 |
| 問題個体の動向把握 | 問題個体の特定・把握 |

(2)ゾーニング管理の推進

○ 人とヒグマの空間的なすみ分けによって、あつれきの低減とヒグマ地域個体群の存続を両立させるため、ヒグマの生息状況や人間活動等を考慮して、ヒグマを保護する「コア生息地」、人間活動を優先する「防除地域・排除地域」、その 2 つのゾーンの間に位置する「緩衝帯」を設定し、ゾーンごとに適切な出没時対応や防除などの管理を行う「ゾーニング管理」を推進する。

○ 広域的スケールと小スケールを組み合わせて総合的に実施することとし、全道を対象とした広域的スケールの設定は道が、また集落レベルの小スケールの設定は市町村の協力のもと設定し、推進する。

○ 市町村におけるゾーニング設定を推進するためのガイドラインを作成する。

(3)個体数管理

① 総捕獲数管理

○ 地域個体群ごとに平成 26 年(2014 年)現在の推定生息数を基準(個体数指数 100(=a))とし、管理水準として共存水準(個体数指数=X)を定め、個体数指数がそれよりも高い状態にあると評価された場合は、捕獲目標を設定した「あつれき低減措置」を講ずることとする。

○ 一方、地域個体群存続の観点からは、予防水準(個体数指数=b)及び許容下限水準(個体数指数=c)の 2 種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3 段階の管理措置のいずれかを講ずることとし、各措置で定める上限捕獲数内で捕獲数を管理する。

○ 推定生息数の絶対数ではなく、動向の変化を連続して比較できる個体数指数を用いて個体数管理を実施する。

| | |
|---|---|
| 共存水準<br>(個体数指数=X) | 人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数指数水準 |
| 予防水準<br>(個体数指数=b) | 現在の個体数が表2の中央値であるときに、絶滅のおそれが高まることを予防する個体数(400 頭)に対応するとされる個体数指数水準 |
| 許容下限水準<br>(個体数指数=c) | 現在の個体数が表2の中央値であるときに、遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数(200 頭)に対応するとされる個体数指数水準 |

【図 管理措置と管理水準の関係】

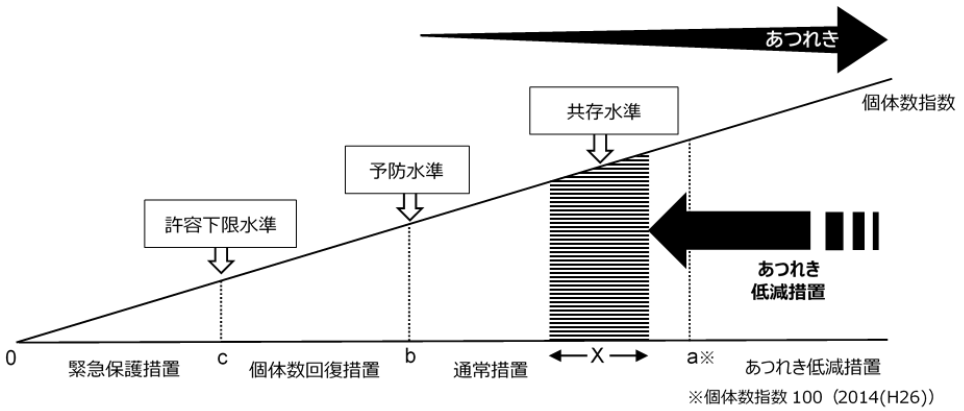


| 個体数指数 | 管理措置 | 捕獲上限数 |
|---|---|---|
| X≦個体数指数 | あつれき<br>低減措置 | あつれきの指標や生息数の動向を慎重に評価しながら、あつれきの低減を図る必要がある場合は、あつれきが社会問題となっていなかった頃の個体数水準を目指す |
| b≦個体数指数＜X | 通常措置 | 個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制 |
| c≦個体数指数＜b | 個体数回復措置 | 個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る |
| 個体数指数＜c | 緊急保護措置 | 地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を抑制することで、総捕獲数を可能な限り抑制 |

② 地域個体群存続のための措置

○ 各地域個体群の絶滅回避のため、それ以下に個体数が減少した場合には回復措置を取る「予防水準」（400 頭）と、それ以下に個体数を減らさないように努める「許容下限水準」（200 頭）の管理上節目となる 2 つの個体数水準を設ける。平成 26 年(2014 年)現在における地域ごとの満 1 歳以上の個体の推定生息数の指数を 100 として、予防水準、許容下限水準に当たる指数の数値を地域ごとに設定し、指数の動向で個体数管理を実施する。

○ メスの捕獲が個体群の動向に顕著な影響を与えることから、様々なメスの捕獲数ごとに予測を行った結果、現時点から 10 年後の令和 13 年(2031 年)時点における絶滅確率を 5%以下とする捕獲上限を定める。

○ 地域個体群ごとに雌雄別捕獲数を把握し、メスの捕獲上限数を超えるおそれが生じたときは、個体数水準を検証するとともに、捕獲の抑制を図る。

○ メスの総捕獲数の上限は、毎年実施する生息数推定の結果により見直すことから、計画本編には掲載せず別途作成し、毎年度、北海道ヒグマ保護管理検討会で、評価・見直しを行う。

③ あつれきを低減させるための措置

○ 全ての地域においてヒグマの分布域が広がり、多くの地域で目撃数や農業被害が増加傾向にあるなど、あつれきの高まりが確認されること、また、個体数指数が予防水準を上回っていることを勘案し、当面、すべての地域で「あつれき低減措置」として、個体数管理を実施することとし、年度ごとに評価を行い必要な措置を見直していく。

○ 捕獲目標の達成に向け、問題個体の積極的排除（許可捕獲）、春期管理捕獲、ゾーニング管理の組み合せにより、人里周辺の森林に生息・繁殖する個体を中心に捕獲を強化し、効果的なあつれき低減を図る。

○ 春期管理捕獲については、人里周辺のヒグマの生息密度を低下させるとともに、人への警戒心を持たせることで、人里への出没を抑制し、併せてヒグマ捕獲従事者の育成を図る目的として推進する。

| | |
|---|---|
| 目指す<br>個体数水準 | 「人とヒグマのあつれきが社会問題になっていなかった、又は現状よりもあつれきを低下させることが期待できる、過去の一定時期の個体数指数水準」として地域ごと設定。<br>・ 平成 13 年（2001 年）～平成 22 年（2010 年）の個体数水準<br>※道東宗谷地域は、平成 8 年（1996 年）～平成 12 年（2000 年）の個体数水準 |
| 達成時期 | 令和 16 年（2034 年）<br>※できるだけ早期に、捕獲目標を達成できるよう取り組んでいく。 |
| 捕獲目標 | ・ 達成時期の 10 年間で、目指す個体数水準である推定生息数まで減らすために必要な総捕獲数とし、地域ごとにメスの捕獲数により管理<br>・ 毎年、最新の捕獲情報（暦年）を集約した時点で、推定生息数の再計算を行い、あつれきやメス捕獲状況の評価と併せて捕獲目標の進捗状況を確認し、捕獲目標の変更の必要性について検討<br>・ 指数が予防水準を下回った場合は、「② 地域個体群存続のための措置」に移行する<br>・ 捕獲目標は、毎年実施する生息数推定の結果により見直すことから、計画本編には掲載せず別途作成し、毎年度、北海道ヒグマ保護管理検討会で、評価・見直しを行う<br>・ 積丹・恵庭地域の目指す個体数水準は、予防水準に近い目標となっていること、また、道東・宗谷地域は、個体数が減少傾向にある可能性がある中で、農業被害が増加傾向にあることなどの実情を踏まえ、特に慎重な評価が必要 |

④ 調査研究とモニタリング

○ ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及び順応的管理に不可欠な個体数指数等の把握を目的に、下表に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| 個体数指数の動向調査 | 捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップ等による生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集 |
| 捕獲個体分析調査 | 繁殖状況、栄養状態等の把握 |
| 生息環境調査 | 食物資源の分布と生産量、堅果類結実状況の把握、植生環境等の把握 |
| 分布調査 | 出没や各種モニタリング等を活用した分布の把握 |
| あつれきの状況 | 出没状況の把握、被害状況の把握、被害防除効果の検証、鳥獣保護監視員の現状認識、市町村の現状認識、地域関係者からの聞取り、アンケート調査等による住民や首長の意識の把握、問題個体の分析（個体の特定、数の推計とその推移）の情報を収集し、評価のあり方について検討 |

⑤ ヒグマ管理に係る専門人材の育成・確保

ア 適正な管理を担う人材の育成・確保

| | |
|---|---|
| 専門的な知見を有する職員の育成・確保 | 総合的な取組に対応する専門的人材については、各種研修の実施により、道職員や市町村担当者の能力向上を図るとともに、各振興局に専門的知見を有する職員を配置し、現場対応力の強化を目指す。 |
| 捕獲従事者の育成・確保 | ・ 振興局ごとに地域の実情や課題の把握を行うほか、狩猟免許取得の促進を図る出前教室や普及啓発の取組を通じ、道民の狩猟に対する関心や狩猟者の社会的役割に対する理解を深め、将来の捕獲の担い手の確保を図る。<br>・ 各種補助事業に関する情報提供を通じて、新規に狩猟者になる際の経費補助事業実施の奨励に努めるほか、地域連絡協議会を主体とする検討会の開催等により、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。<br>・ 春期の管理捕獲を通じ、ヒグマ捕獲に対応できる人材の育成を図る。 |
| 社会への理解促進 | 道民の野生鳥獣管理に対する関心や理解を高めるため、野生鳥獣管理における捕獲の意義や、捕獲従事者の社会的役割について、広く道民に情報発信を行う。 |
| 教育機関等との連携 | 大学等の教育機関と先進的な地域等との連携により、将来、地域対策協議会等で活動する「専門対策員」等の配置を念頭においた保護管理を担う人材の育成を図る。 |

イ 目指すべき体制の検討

○ 地域間の連携などを図る必要がある場合には、主体的に課題解決に向けた調整等を行うとともに、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等について、引き続き関係者が連携しながら検討を進める。

⑥ 生息環境管理

○ 自然公園法や保護林制度などの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持する。また、森林からのヒグマの人里及び農地への侵入を抑制するため、刈払い等による緩衝帯の設置など、関係者の合意のもと地域の実情に応じた取組による人身被害や農業被害の防除を目的とする生息地管理を行う。

⑦ ヒグマについての正しい知識の普及啓発

○ SNSなどの活用や関係機関などの協力を募るなど、様々な機会を通じ情報発信を行うほか、パネル展や啓発資材キットを使った理解の促進、ウェブサイトを活用した学習機会の提供など、ヒグマについて正しい知識の浸透を図る。

## 第3 計画の実施に向けて

ヒグマの管理を適切に行うため、次の取組を実施する。

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 被害防止対策 | ・ゴミや農作物の管理を徹底した問題個体を発生させない取組等 |
| モニタリング等の調査研究 | ・科学的データの蓄積やフィードバック管理に不可欠な個体数指数等把握のための調査等 |
| 計画の実施体制 | ・振興局単位の地域連絡協議会の開催<br>・道はコーディネーター役となって地域関係機関の連携を促進<br>・出没時対応の実地訓練を実施するなど地域対応力の強化<br>・北海道ヒグマ保護管理検討会による分析・評価<br>・各実施主体による取組と連携<br>・保護管理人材の育成等体制の構築 |
| 錯誤捕獲の防止 | ・わな設置時における錯誤捕獲時の対応検討 |
| 捕獲資源の有効活用 | ・捕獲資源としての活用の仕組み作り検討<br>・ワシントン条約対象種の有効活用のあり方検討 |
| 合意形成 | ・行政、関係団体等の連携による施策の推進 |
| 事業実施計画の策定 | ・事業実施計画を定め検証結果を次年度に反映<br>・振興局は地域における実施計画を策定 |
| 計画の進行管理 | ・順応的管理に基づいた進行管理<br>・個体数水準、管理措置、メス捕獲上限数、捕獲目標数、捕獲状況、あつれきの状況などの評価 |
| 計画の見直し | ・計画終了時に達成状況を評価し、計画を見直す |